

姫監公表第5号
令和元年10月2日

姫路市監査委員	甲良	佳司
同	芝野	稔
同	西本	眞造
同	井川	一善

住民監査請求（滅失した財産の復権について）に係る監査
の結果について

令和元年8月6日に受付した地方自治法第242条第1項の規定に基づき住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 A

2 請求年月日

住民監査請求「滅失した財産の復権について」（以下「本件請求」という。）に係る請求書（以下「本件請求書」という。）は、令和元年 8 月 6 日に提出された。

3 請求の要旨

姫路市の行った 2 件の公有財産境界協定により、姫路市船津町地内の 2 箇所の字界が不適切に変更された結果、以下の姫路市の財産が滅失した。ついては、姫路市が真正なる権利を復元するための措置をとることを求める。

- (1) 姫路市船津町字糠塚（以下、「字糠塚」という。） a 番（以下、「a 番」という。）南地先の里道との境界協定（以下、「A 件協定」という。）が不適切であったため、「字糠塚」と「姫路市船津町字下糠塚（以下、「字下糠塚」という。）」の字界が変更され、隣接する姫路市所有の里道が滅失した（以下、「A 件」という。）。
- (2) 姫路市船津町字上岡野（以下、「字上岡野」という。） e 番（以下、「e 番」という。）南地先に当たる市道船津 1 1 号線敷地との境界協定（以下、「B 件協定」という。）が不適切であったため、「字上岡野」と「姫路市船津町字皿ヶ池（以下、「字皿ヶ池」という。）」の字界が変更され、姫路市が所有していた井溝に付属する堤（以下、「堤」という。）という財産が滅失した（以下、「B 件」という。）。

4 事実を証する書面

A 件協定及び B 件協定に関する姫路市作成の文書、関連する土地の登記簿及び図面、周辺土地の歴史的な経緯に関する文書等。

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下、「自治法」という。）第 2 4 2 条第 1 項に規定する要件を具備しているもの

と認め、令和元年8月19日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求に係るA件協定及びB件協定により、姫路市の財産（里道及び堤）が滅失し、姫路市に損害を与えているかどうかについて監査することにした。

2 監査対象部局

建設局道路管理部道路総務課を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年9月3日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行うとともに、追加の証拠書類として、登記簿及び旧土地台帳附属地図の写し、関係法令の写し、関連土地の測量図の写し等を提出した。

なお、陳述の要旨は次のとおりであった。

(1) A件について

A件協定の申請地a番の南地先の里道との官民協定であるが、西側の隣接する字に里道があり、その存在を失念している。古図をみれば、このようなことはあり得ない、今回の公図を変えているところが「字糠塚」になる。元々、「字上糠塚」のうち、西光寺野土地改良区が土地改良を行ったところが「字糠塚」になった。「字上糠塚」から「字糠塚」を抜いたところが、「字下糠塚」という字になった。その「字糠塚」と「字下糠塚」の字界が今回の件である。ほ場整備も区画整理もしていないのに隣接する字糠塚b番（以下、「b番」という。）の形が変わっており、私はその中に里道があると考ええる。

(2) B件について

B件協定の申請地e番は、昭和46年の登記で西側は確定している。それより西は、船津山田土地改良区が土地改良をして、公図が

変わっている。土地改良済の井溝との間には空白地が生じることとなる。ここには、昭和17年に国から譲与を受けた水路があり堤があった。従って空白地は姫路市井溝の堤であるはずで、現在は、e番に含まれてしまっている。公有財産のB件協定を結ぶときには、姫路市の財産として分筆登記するべきであった。

4 監査対象部局の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和元年9月3日に関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は次のとおりである。

(1) A件について

A件協定の申請地、a番は、公図上に記載があったものの登記がなかったため、神戸地方法務局姫路支局（以下、「法務局」という。）登記官が職権で登記することとなり、平成29年8月22日、姫路市は登記官の依頼を受けて南接する里道の所有者として立会に応じ、申請地と里道が接することについて異議がない旨を説明した。その後、隣接地であるb番の地図訂正も処理されているが、立会依頼には含まれておらず、地図訂正に係る隣接里道の所有者としての同意は求められていない。A件協定で確定したのはa番との境界であり、境界点と字界との間のb番のものではないことから、字界に影響を与えておらず、請求人が主張する、A件協定によって字界が変更された事実はない。

請求人が滅失したと主張する字下糠塚の里道の公図は旧土地台帳附属地図となっており、西光寺野耕地整理事業により作成されたもので縮尺は不明、精度区分もない。公図では字下糠塚c番からd番の4筆（以下、「c番他3筆」という。）の東に里道の記載があり、ここが字糠塚と字下糠塚との字界で、里道の東が申請地の隣接地b番、その東が申請地という位置関係となっている。

また、A件協定の審査時において、公図上で申請地の隣接地がb番であること、隣接地西側の字下糠塚に里道が記載されていること、現地に通過利用に供されている道路形状が存在していることを確認しており、申請者の主張する境界協定によって里道が滅失した事実はない。

なお、c番他3筆の法務局備え付けの地積測量図に記載の辺長

を現地にあてはめると、未確定の b 番及び字下糠塚の里道が確保できる十分な余地はないが、今後、字下糠塚の里道に隣接する b 番の地積測量図作成時や字下糠塚 d 番の地積更正時に解決されるべき課題であると認識している。

以上のとおり、請求人の主張するような、市の締結した A 件協定を原因とする字界の変更、里道の滅失のいずれの事実もない。

(2) B 件について

B 件協定の申請地、e 番の公図は旧土地台帳附属地図となっており、西光寺野耕地整理事業により作成され縮尺は不明で、精度区分もない。

申請地の隣接地、字皿ヶ池 f 番（以下、「f 番」という。）の公図は、土地改良所在図で、隣接地 f 番の東は地区外との記載となっており、字皿ヶ池と字上岡野との字界になっている。

土地改良所在図は、土地改良事業により作成された地図で精度の高い地図である。隣接地 f 番は用悪水路であり、公図どおりの現況水路構造物の位置で境界協定しており、請求人が主張する、B 件協定によって字界が変更されたとする事実はない。

請求人が滅失したと主張する堤は、堤が従属していたとする土地改良事業の施工以前に同所に存在していた井溝の現況を示す原形図上で g 番と記されているが、昭和 55 年 3 月 29 日土地改良法による換地処分により抹消され、事業後の同所は f 番が位置している。土地家屋調査士が B 件協定時に提出した、換地後の当該部分と現況周辺を重ね合わせて検証した図においても、堤があったとする字皿ヶ池の地内において公図と現況は合致しており、請求人が主張する堤は、B 件協定の以前から、公図上、現地のいずれにも存在しておらず、今回の B 件協定において滅失したとする事実はない。

5 監査の実施方法

自治法第 242 条第 4 項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により実施した。また、現地確認も行った。

なお、B 件については、兵庫県姫路土地改良センター及び兵庫西農業協同組合にも出向き、土地改良事業にかかる図面を閲覧し、そ

の写しも受領した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) A件について

ア 本件の里道は、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない「法定外公共物」であり国有財産とされていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）により、法定外公共物のうち、現に機能を有する里道、水路等について、平成17年に国から姫路市に譲与（譲与契約書、譲与指令書添付図書等がある。）されている。

イ 譲与後の財産管理は、姫路市が「姫路市法定外道路管理条例」及び「姫路市法定外道路管理条例施行規則」に基づき管理し、また、法定外公共物管理システムでも図面等を管理しているが、維持管理については、地域住民等に任せているのが実態である。

ウ 法務局に不動産登記法（平成16年法律第123号。以下、「登記法」という。）第14条第1項に規定する地図に準ずる図面として、現在、備え付けられている旧土地台帳附属地図によるとa番西隣接地であるb番とc番他3筆の字界に里道がある。また、現地を確認したところ、地域住民等において維持管理されていると思われ、現に通過利用に供されている道路形状が存在する。

エ a番については、平成29年8月1日付けで登記法第29条に基き、法務局登記官から職権による土地表題登記のため、隣地（里道）所有者である姫路市に立会依頼があり、平成29年8月22日に立会に応じ、里道が接することに異議が無い旨を説明した。また、隣接土地所有者の同意のもと平成29年10月11日にa番の土地所有者と公有財産境界協定書を締結している。

オ 前記エの立会依頼には、地図訂正されているb番の隣地（里道）所有者としての立会も同意も求められていない。

(2) B件について

ア 本件の井溝は、昭和9年に所有者が神崎郡船津村で所有権保存登記がされており、その後は合併による承継で昭和31年所有者

が姫路市となっている。

イ 本件の井溝は、県営ほ場整備事業船津山田地区（以下、「ほ場整備事業」という。）の実施以前は、ほ場整備事業区域界であり、また、字皿ヶ池と字上岡野の字界でもある字皿ヶ池 g 番（以下、「g 番」という。）であった。

ウ g 番は、昭和 55 年 5 月 16 日に登記簿は閉鎖され、別の場所に換地処分されている。なお、本件の井溝があった同所には、地目が用悪水路、所有者は Y で f 番となっている。

エ ほ場整備事業の区域内である字皿ヶ池は、登記法第 14 条第 1 項地図である土地改良所在図があり、字上岡野は旧土地台帳附属地図である。

オ 現地を確認したところ、e 番の北側に隣接する字上岡野 h 番には、ほ場整備事業で設置された水路敷に沿って古い宅地擁壁が設置されており、堤敷らしきものは確認できなかった。

カ 公有財産境界協定申請代理人の土地家屋調査士が、ほ場整備事業換地後の e 番の現況周辺の検証図を作成し現況と合致していることを確認している。

キ 平成 30 年 11 月 27 日付けで e 番の土地について、面積の錯誤と分筆が同日登記され、分筆図の西側隣接地は f 番であり、井溝となっていない。

(3) 公有財産境界確認について

ア 境界確認については、「市と隣接地の所有者とが対等の立場で所有権の範囲（土地境界）について協議するものであって、私法上の契約の性質を有し、両者の合意により境界に関する協議が調った場合には、これにより公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当である。」（福岡地裁平成 20 年 4 月 22 日判決）とされている。

また、「国有財産法に基づく境界確定協議は、行政庁と隣接地所有者とが対等の立場で協議することが予定されているもので、私法上の契約の性質を有するものであり、行政庁の優越的地位に基づいてなされるものではないと解されるところ、法律によらなければその効果が付与されない性質のものとは解されず、国有財産の場合と公有財産の場合とで、法律の有無によって、その法的性質が異なるものとは認められない。」（福岡高裁平成 21 年 2 月 4 日判決）とされている。

イ 法定外公共物のうち官民境界が未確認箇所について、調査を実施し復元等の財産管理をすることは、人的・財政的にも困難であり、関係土地所有者からの公有財産境界確認、開発行為等の機会を捉えて措置を講ずることは、やむを得ないことと考えられる。

2 判断

(1) A件について、里道が滅失したとは認められない。

ア 法務局に備え付けられている旧土地台帳附属地図に、字糠塚と字下糠塚の字界に里道が記載されている。

イ 現地確認において、現に通過利用に供されている道路形状が存在する。

(2) B件について、堤が滅失したとは認められない。

ア ほ場整備事業区域決定時には、事業実施前の井溝g番を維持管理していたと考えられる地域住民も立会確認し、その区域決定には同意していたと考えられる。

イ 北側の隣接地の状況からも、井溝部分は全て、ほ場整備事業区域に編入されたものと考えられる。

ウ 現地確認において、堤敷らしきものは確認できなかった。

エ e番の土地について、面積の錯誤と分筆が同日登記され、分筆図の西側隣接地はf番であり、井溝となっていない。

第4 結論

本件請求のA件協定及びB件協定により、字界が不適切に変更され姫路市所有の里道及び堤が滅失しているとは認められず、A件及びB件ともに、市に損害が発生していないので、住民監査請求の対象とならないと判断し却下する。